

太田市附属機関設置条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第1号

太田市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置及び担任する事項に関しては、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(設置)

第2条 太田市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任する事項)

第3条 附属機関は、別表担任する事項の欄に掲げる事項について調停、審査、審議又は調査等を行うものとする。

(組織)

第4条 附属機関は、その担任する事項のうち、特定又は専門の事項について審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に別表に掲げる附属機関に相当する合議体
になされている諮問等は、当該附属機関になされたものとみなす。

別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

執行機関	附属機関	担任する事項
市長	太田市まちづくり市 民会議	太田市まちづくり基 本条例（平成 1 7 年 太田市条例第 3 1 8 号）の見直し等に関 する事項
	太田市公共工事入札 等監視委員会	本市が発注する建設 工事等にかかる入札 及び契約の適正化に 関する事項
	太田市人権施策推進 協議会	本市の人権教育・啓 発の総合的かつ効果 的な推進に関する事 項
	太田市男女共同参画 推進協議会	本市の男女共同参画 社会の形成を総合的 かつ効果的に推進す ることにに関する事項
	太田市 1 %まちづく り会議	1 %まちづくり事業 の運営方法並びに地 域からの提案の採択 及びその採択を行う ための基本的なルー ルに関する事項
	太田市美術館・図書 館美術作品等収蔵委	収蔵する美術作品そ の他美術に関する資

	員会	料の選定、評価、保全及び処分に関する事項
	太田市地域密着型サービス運営委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、地域密着型サービス事業所の適正な運営を確保することに関する事項
	太田市特別養護老人ホーム等設置候補者選定委員会	特別養護老人ホーム等設置候補者の円滑かつ適正な選定に関する事項
	太田市地域包括支援センター業務委託先事業者選定委員会	地域包括支援センター設置候補者の公正かつ適正な選定に関する事項
	太田市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営、評価等センターの適切、公正かつ中立な運営を確保することに関する事項
教育委員会	太田市教育委員会事務事業評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会が実施す

	る「事務事業の管理及び執行状況の点検評価」に関する事項
太田市学校給食運営委員会	太田市立幼稚園、小学校及び中学校の学校給食に関する事項
太田市中島知久平邸建造物調査・整備専門委員会	旧中島家住宅の文化的価値を損なわないための総合的な建造物調査並びにその保存活用事業を行うための調査及び整備に関する事項
太田市史跡金山城跡及び新田荘遺跡調査・整備専門委員会	史跡金山城跡並びに新田荘遺跡の保存活用事業を行うための調査及び環境整備に関する事項
太田市史跡上野国新田郡家跡調査・整備専門委員会	史跡上野国新田郡家跡における保存活用事業（発掘調査及び整備を含む。）を総合的に行うことに関する事項
太田市史跡金山城跡保存活用計画策定委員会	史跡金山城跡保存活用計画策定に関する事項